

平成22年 9月 6日

和光市長 松本武洋
(総務部財政課扱い)

総合評価方式に係る入札説明書

下記工事の入札を総合評価方式（簡易型・加算方式）によって実施します。入札に参加する意向がありましたら、下記要領で技術資料を作成し、提出してください。技術資料が提出されない場合は、本入札に参加辞退となりますので注意してください。

なお、入札書提出期間、開札日時、落札者決定の方法などについては指名通知書をごらんください。

記

1 工事の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 工事名 | 中央分区枝線工事（市道 4001・4026 号線他） |
| (2) 場所 | 和光市中央第二谷中土地区画整理事業地区内 |
| (3) 工事業種 | 土木工事一式 |
| (4) 工事内容 | 内径 200mm 管布設工（VU）279.m
0号組立マンホール設置工 6箇所
小型マンホール工 6箇所
付帯工 1式 |
| (5) 工事期間 | 契約締結日から平成22年12月17日まで |
| (6) 設計図書を示す期間 | |
| ア 期間 | 平成22年 9月 6日から平成22年 9月27日まで |
| イ 方法 | 電子入札共同システムに掲載（入札情報公開システム） |

2 技術資料の提出期限 **平成22年 9月17日（金）17時まで**

3 入札手続等の方法 電子入札（埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という）による）

4 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

各評価項目については、「和光市総合評価方式活用ガイドライン」（平成22年8月発行）のとおり、次表の評価基準に基づき加点評価します。また、提出する資料は下記のとおりですので、不備のないように確認してください。資料に不備のあった評価項目については、加点対象外（ペナルティ項目については減点対象）となります。

「企業の施工実績」と「配置予定技術者の施工経験」では、類似の要件が異なることがありますので、注意してください。

提出資料は全て袋綴じにして、割印を押し提出してください。

〔必須評価項目（簡易型・技術提案型共通）〕

ア 企業の技術能力

評価項目	評価基準・提出する資料
(ア) 工事成績評定 【 /2点】	本市発注工事の過去2ヶ年度間の平均点 1. 様式-12（過去2ヶ年度間の工事成績一覧表） ・過去2ヶ年度間に土木工事業の完成した工事成績の平均点（平成20年9月4日から平成22年9月3日までの完成検査） ・「入札説明書1（3）工事業種」で定めた業種に該当する、成績評定のみ記載してください ・JVでの成績は、代表構成員としてのもものみ記載し、出資比率等、証明できる書類を添付してください。
(イ) 施工実績 【 /1点】	過去15年間に公共工事では和光市内において類似の施工実績があるか。 1. 様式-2 ・工事の公告日（指名通知日）から起算して過去15年以内に完成（契約工期の終期を基準とする）した類似の公共工事の中から、代表的なものを1件記載してください。 ・ <u>類似工事とは下水道管布設工事とします。</u> ・施工実績が証明されない場合は、実績として認められません。 ・JVでの実績は、代表構成員としてのものに限ります。 2. 契約書の写し 工事名、契約金額、工期、発注者、請負者、工事概要が確認できる部分を提出してください。契約書の記載内容では類似工事であることが分からない場合は、そのことが分かる資料（平面図、構造図、数量総括表、交通規制状況図等）を必ず添付してください。

イ 企業の社会的貢献度

評価項目	評価基準・提出する資料
(ア)和光市企業市民の 認定 【 /1点】	<p>「和光市企業市民」の認定を受けている。</p> <p>1. 認定証の写し</p>
(イ)災害防止活動 等の実績 【 /2点】	<p>過去5年間に市内等で、協定等に基づき災害防止や復旧への協力活動を行ったか。</p> <p>1. 様式－6 工事の公告日（指名通知日）から起算して過去5年以内に、災害協定等により災害防止や復旧への協力活動等を行った実績もしくは協力体制をとった実績とします。その中から代表的なものを1件記載してください。</p> <p>2. 協定書の写し</p> <p>3. 証明書類 災害防止活動等を行った実績が証明できる書類を添付してください</p>
(イ)CO2削減 対策 【 /1点】	<p>「埼玉県エコアップ認証制度※」の認証を受けている。</p> <p>※埼玉県（環境部温暖化対策課）が事業者のCO2削減取組を認証する制度。詳細は「埼玉県エコアップ認証制度」ホームページを参照のこと。 (http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BE00/eco/eco-ninsyo/index.html)</p> <p>1. 認証書の写し 埼玉県知事が交付する「認証書」のみ対象となります。</p>

ウ 配置予定技術者の技術能力

評価項目	評価基準・提出する資料
<p>(ア) 工事成績評価 【 /2点】</p>	<p>本市発注工事の過去2ヶ年度間の平均点。</p> <p>1. 様式-13</p> <p>過去2ヶ年度間に配置予定技術者が従事(完成)した工事成績の平均点</p> <p>※ 配置予定技術者は、候補者を3名まで記載することができます。</p> <p>この場合、技術資料に記載された予定者のうち、「配置予定技術者の技術能力」の合計点が最も低い者の得点をもって評価します。(ア)工事成績評価、「(イ)施工経験」、「(ウ)優秀技術者表彰」については、記載した全ての方を対象に提出してください。</p> <p>※ 入札後に配置予定技術者の当該工事への従事が不可能となった場合、入札参加(指名)停止措置を行うことがあります。ただし、重複申請(同時期に他の和光市発注の総合評価工事に配置予定技術者として入札参加)していた工事を落札したことで、当該工事への配置ができなくなった場合に、その旨を直ちに発注者に申し出た場合には、入札参加(指名)停止措置の対象とはせず、入札を無効とします。</p> <p>※ 実際の施工にあたって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは病気、死亡等の極めて特別な場合に限りです。当該工事に技術資料記載の配置予定者を配置できなくなった場合は、違約金として不履行の項目の配点に応じた金額(配点1点を請負代金額の1%に相当させた金額。ただし5%を上限とする。)を支払うことを請負者に求めます。併せて、工事成績評価の減点(-5点、2項目以上は-10点)を行います。</p>
<p>(イ) 施工経験 【 /1点】</p>	<p>過去15年間に公共工事で類似の施工経験があるか。</p> <p>1. 様式-3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の公告日(指名通知日)から起算して過去15年以内に完成(契約工期の終期を基準とする)した類似工事の中から代表的なものを1件記載してください。 ・ 類似工事とは<u>下水道管布設工事</u>とします。 ・ JVでの経験は、代表構成員としてのものに限りです。 <p>2. (財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 類似要件を満たす経験が確認できる1工事分の写しだけで結構です。(「(ア)工事成績評価」の対象工事全ての写しは必要ありません) ・ 上記の写しだけでは、類似工事であること、その工事に配置予定技術者が従事していたことが分からないときは、請負契約書とその工事概要が記された部分の写し、現場代理人通知の写しなどを必要に応じて添付してください。(確認できる書類の添付がない場合、評価対象となりません) ・ 申請時に他の工事に従事していない場合は、空欄とせず「なし」と記入してください。 <p>※ 現場代理人を候補者としてあげる場合であっても、工事施工時には建設業法で定められた技術者の配置が必要となります。</p>
<p>(ウ) 優秀技術者表彰 【 /1点】</p>	<p>過去5ヶ年度間に埼玉県<small>の</small>優秀現場代理人等表彰、企業局優秀施工業者等表彰のいずれかを受けたことがある。</p> <p>1. 様式-3</p>

(2) 総合評価の方法

【加算方式】

総合評価は、価格評価点と技術評価点を足し合わせた、総合評価点により行います。（総合評価点は100点）

$$\text{総合評価点} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

価格評価点は、下記の方法で算出します。

$$\text{価格評価点} = (100 - \text{技術評価点満点}) - 100 \times \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価}}{\text{予定価格}} \right)$$

（開札時において提出書類の不備などにより失格になった場合は、最低入札価格の対象から除くものとします。）

- ・ 総合評価点の満点 100点
 - ・ 価格評価点の満点 = 100点 - 技術評価点の満点
- （小数点以下4位を四捨五入し、3位止めとする。）

技術評価点は、加算点とする。

加算点は、(1)「入札の評価に関する基準」によって得られた得点の合計値とします。ただし、加算点の合計値が上限値を超えるときは、満点が上限値となるように補正を行います。

なお、技術評価に関し、以下①、②の両方に該当する入札参加者（不適正な事項による失格、事前審査による欠格などの、技術評価時点までの失格・欠格者を除く有効参加者）は失格とします。

（ただし、入札参加者が2社以下の場合は適用しない）

- ① 技術評価の「加算点」が、当該工事における加算点の最も高い者入札参加者の1/3以下
- ② 技術評価点の「順位」が、入札参加者の下位1/3以下

(3) 落札者の決定方法※

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち上記(2)の「評価値」または「総合評価点」が最も高い者を落札者（落札候補者）とします。

評価値または総合評価点の算出にあたり、入札価格が調査基準価格の100/105を下回った場合には、調査基準価格の100/105を入札価格と見なす。（契約は入札価格とする。）

イ アにおいて、評価値または総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者（落札候補者）を決定します。

ただし、入札価格を調査基準価格と見なして評価された者を1者以上含み、評価値または総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格を調査基準価格とみなした評価を取り止め、再度、評価値または総合評価点を計算し、最も高いものを落札者（落札候補者）とします。さらに、この場合においても、なお同点であった場合は、くじ引きとします。

ウ この工事の入札には、低入札価格調査制度に基づく調査基準価格を設定しています。アまたはイにおいて、調査基準価格未満の入札をした場合は、その入札価格について調査を受け、その結果、適切な入札であったと認められない限り、落札者になれません。

※小委員会に意見聴取の必要があるものは、意見聴取を受け決定されます。

(4) 評価内容の担保

技術資料は、設計図書の一部（契約内容の一部）とし、工事完了後において、履行状況について確認します。請負者の責により技術資料の内容を満足できないときで、再度施工又は補修が適当でない場合、あるいは再度施工又は補修でも、技術資料の内容を満足できない場合は、不履行の項目の配点に応じた金額（配点1点を請負代金額の1%に相当させた金額。ただし5%を上限とする。）を徴収するほか、不履行の評価項目ごとに工事成績評定を5点減じます。不履行となった評価項目の数が2以上の場合は10点を減じます。

(5) 虚偽記載について

契約締結前、技術資料に虚偽の記載が判明した場合は、その技術資料を提出した者は失格とします。

契約締結後、技術資料に虚偽の記載が判明した場合は、契約金額の5%を徴収するほか、虚偽記載のあった評価項目ごとに工事成績評定を5点減じます。

虚偽記載のあった評価項目の数が2以上の場合は10点を減じます

また、埼玉県建設工事等の契約に係る入札参加（指名）停止等の措置要領に基づく札参加（指名）停止措置を行うことがあります。

(6) 不適正な事項に対する措置について

ア 技術提案の評価項目において、提案値が標準値未満のときは、失格とする。

イ 加算点がマイナスとなった者は失格とする。

ウ 提出された技術資料に不備があった場合、訂正を求めることなく、関係する評価項目の得点を与えない。

エ 提出された資料が不誠実であるときは失格とする。
（技術資料の丸写し、提案に係る部分が白紙での提出）

オ 配置予定技術者の当該工事への従事が不可能であることが明らかであるときは失格とする。

- カ 入札後に配置予定技術者の当該工事への従事が不可能となった場合、入札参加（指名）停止措置を行うことがある。
ただし、重複申請（同時期に他の埼玉県発注の総合評価工事に配置予定技術者として入札参加）していた工事を落札したことで、当該工事への配置ができなくなった旨を直ちに発注者に申し出た場合には、入札参加（指名）停止措置の対象とはせず、入札を無効とする。
- キ 提出された資料に虚偽の記載が判明した場合、契約前であれば失格、契約後であればペナルティ（違約金、成績評定減点）の対象とする。
また、入札参加（指名）停止措置を行うことがある。

4 技術資料の提出

(1) 技術資料の提出は、次の受付期間内に到着するよう1部送付してください。なお、必ず到着確認を行ってください。（期間内必着、持参可能）

- ・受付期間：平成22年9月6日（月）13時00分から9月17日（金）17時00分までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日
- ・受付場所：和光市役所 財政課 契約担当
〒351-0192
住所 和光市広沢1-5
TEL 048-424-9100

(2) 提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに、全頁数（頁の例：1/〇〇～〇〇/〇〇）を表示してください。（番号をつけた後、頁の途中に資料を追加する場合には、枝番を設けて対応することも可能です。）

5 ヒアリング
行ないません。

6 入札及び開札の日時及び場所
入札指名通知書（一般競争入札の公告）に示している日時及び場所。

7 落札者の決定通知
落札者の決定は資格審査終了後に埼玉県電子入札共同システムにて公表します。

8 契約書作成に伴う技術資料の追加提出
契約書を2部作成するにあたり、技術資料が追加で1部必要となりますので、落札者は決定通知後、速やかに技術資料を1部追加提出してください。

9 評価状況に関する公開請求
落札者決定通知後14日以内（閉庁日を含む）を期限とし、様式8により請求があ

った場合、請求期限後14日以内（閉庁日を含む）に申請者の評価状況を様式9により公開します。なお、落札者本人及び、失格等により技術評価点の公表対象とならなかった者は申請することができません。

10 実施上の留意事項

- (1) 技術資料に記載された内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとします。
ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではありません。なお、発注者は提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとします。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしません。
- (2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された技術資料は、技術評価以外に提出者に無断で使用することはありません。
- (4) 提出された技術資料は、返却いたしません。
- (5) 本工事を請け負った場合は、提案事項の評価項目「発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性」、「技術提案」などの品質等に係る試験及び資料作成は、請負業者が行います。また、その費用は、請負業者が負担することになります。
- (6) 技術資料作成に関する手続についての問い合わせは次のとおりです。
 - ・問い合わせ先：和光市役所 財政課 契約担当
TEL 048-424-9100